

2020年3月

電気をご利用のお客さま 各位



電気需給約款等の変更に関するお知らせ

日頃より厚木ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、電気事業法にもとづき、内容をお知らせいたします。なお、これらに伴い、お客さまに行っていただくお手続きはございません。

1. 電気契約の更新について

ご契約の電気料金メニューの適用期間が、**2020年4月の電気計量日から翌年4月の電気計量日の前日までの更新**となります。

2. 電気需給約款等の変更について

2020年4月1日より、電気需給約款等が以下のとおり一部変更となります。

◆変更の対象となる電気需給約款等

- ・電気需給約款
- ・電気料金メニュー定義書（ぴかっとプラン A、ぴかっとプラン B、ぴかっとプラン C）
- ・付帯メニュー定義書（ぴかっとセット割）

◆主な変更内容（**電気料金単価の変更はありません。**）

- ・各電気料金メニューの契約容量等の決定方法を変更^{※1}。
- ・専属的合意管轄裁判所の変更^{※2}。
- ・付帯メニュー定義書（ぴかっとセット割）の名称を変更^{※3}。

※1 契約容量等は1年間を通じての最大負荷をお客さまからお申し出いただくとしていたものを、引越し(転入)と他社からの切替の場合に分けて規定。原則として、他社からの切替の場合は、他社との契約終了時点の値を引き継ぐものとし、引越し(転入)の場合は需給開始時点において使用場所で設定されている値とし、いずれの場合も、必要に応じてその他の値等に決定することがある旨の定めに変更。

※2 「東京簡易裁判所または東京地方裁判所」と規定していたものを、「厚木簡易裁判所または横浜地方裁判所」に変更。

※3 「ぴかっとセット割」の名称を、「ぴかっとセット割（定額A）」と変更。

上記以外のその他供給条件については、当社店頭に掲示しております約款等をご覧ください、下記 URL をご参照ください。

（約款掲載ページ：<http://www.atsugigas.co.jp/power/service.html>）

※当社は、東京ガス(株)の取次店としてお客さまに電気を販売します。(小売電気事業者：東京ガス(株)/登録番号 A0064)

本内容に関するお問い合わせ窓口

厚木ガス株式会社 お客さま部 料金課

電話：046-297-5511 時間：平日 8：30～17：00